

第32回チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ提出資料

指定研修について

指定研修については、チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループにおいてこれまでも検討が行われてきたところであるが、チーム医療推進会議報告書を踏まえ、「特定行為に係る看護師の研修制度(案)」の枠組みに基づき、研修内容や研修方法等、具体的な内容について更なる検討を行う。

【特定行為に係る看護師の研修制度(案)より】

- 医師又は歯科医師の指示の下、プロトコール(プロトコールの対象となる患者及び病態の範囲、特定行為を実施するに際しての確認事項及び行為の内容、医師への連絡体制など厚生労働省令で定める事項が定められているもの)に基づき、特定行為を行おうとする看護師は、厚生労働大臣が指定する研修機関において、厚生労働省で定める基準に適合する研修(以下「指定研修」という。)の受講を義務づける。
- 特定行為に応じた研修の枠組み(教育内容、単位等)においては、指定研修機関の指定基準として省令等で定める。

※ 指定基準の内容は、審議会で検討した上で決定する

【検討事項(案)】

- ① 必要な能力を獲得するために必須とすべき科目・実習および単位数 …… P. 2
- ② 講義や実習における指導者(教員)の要件・人数について ……………… P. 6
- ③ 修了時の評価について ……………… P. 8
- ④ 施設設備・備品について必須とすべきもの ……………… P. 13

指定研修について①

●必要な能力を獲得するために必須とすべき科目・実習および単位数はどうあるべきか。

【これまでの委員の主なご意見】

(第31回チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループにおける委員の主なご意見)

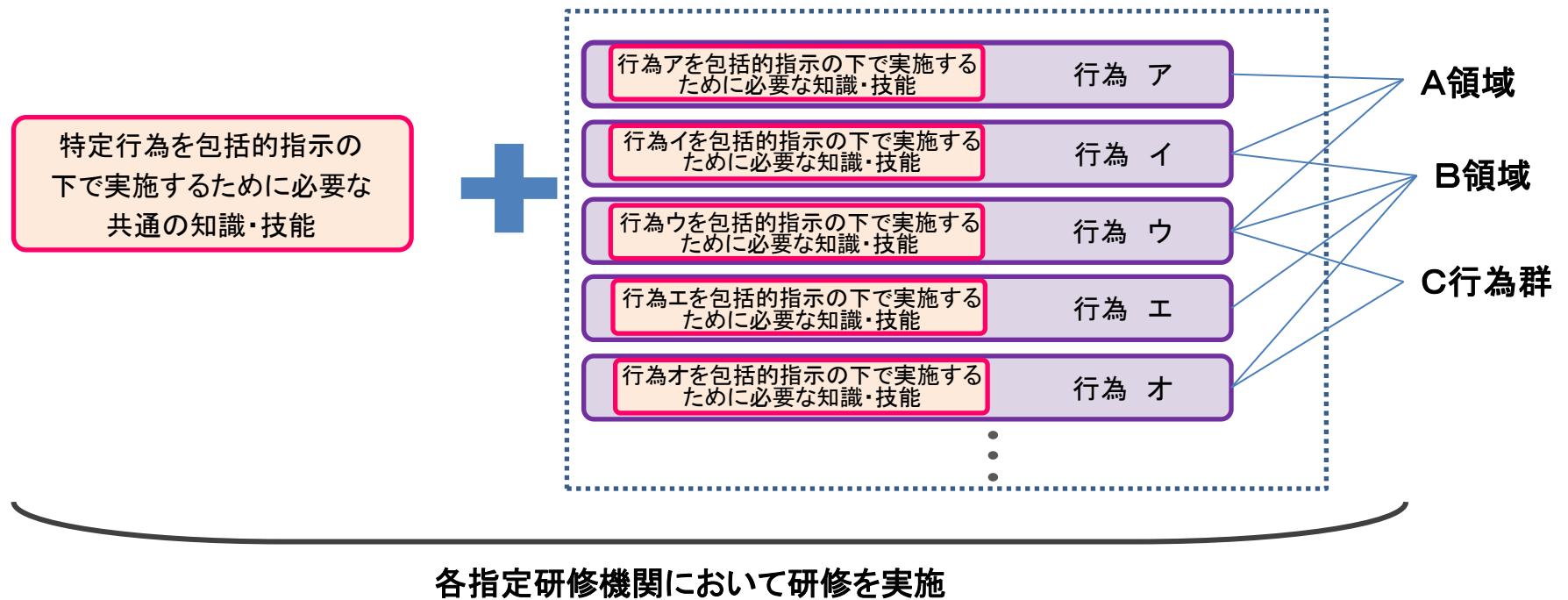
- ・単位制とすることでeラーニング等の実施もしやすくなり、期間によらず必要な教育が実施できることとなり、看護師が研修を受けやすくなるのではないか。
- ・eラーニングによる講義を単位認定するための要件(双方向性の教育を含む等)を留意すべきではないか。
- ・個別の特定行為について院内研修を受講後に具体的指示の下で一定の経験をした看護師が、指定研修を受講する場合に、指定研修においてその実績を評価できるようなシステムは考えられないか。
- ・「特定行為を包括的指示の下で実施するために必要な共通の知識・技能」については、相当程度学ぶことが必要ではないか。
- ・「特定行為を包括的指示の下で実施するために必要な共通の知識・技能」という医学的思考のコアを基盤として学んだ後に、個別の特定行為の教育内容を学ぶべきではないか。

(第30回チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループまでの委員の主なご意見)

- ・高度な専門性を持って患者の命を全人的に守っていくためには、幅広い系統的な教育が必要である。
- ・養成課程は最小限の期間で設定し、例えば大学院では2年間でそれを含めた教育を行うということもあり得るが、論議は最小単位にして議論をすれば、むしろ柔軟性が高まるのではないか。
- ・幅広く系統的な教育を行うためには、大学院で教育を行うべきである。
- ・地方にも研修機会があるように、適宜、eラーニングや通信教育も可能な仕組みにすべきである。
- ・養成課程においては、医学的な知識を基に正しい臨床判断ができる能力を身につける為に、解剖整理や病態生理学など、医学的内容をしっかりと教育することが必要である。
- ・病態生理学・臨床薬理学・フィジカルアセスメントの3P等により習得を目指す臨床推論や判断力は、領域によらず共通して習得すべきものではないか。
- ・養成課程ではベーシックな知識・技術の教育を行い、OJTで継続して養成していくことが前提である。
- ・実務経験5年以上で2年間の教育課程は専門看護師の要件と重なる為、大学院の専門看護師コースに特定行為を実施するための教育を行う講座を設けることが考えられる。
- ・教育内容等基準(案)における教育の枠組みについては異論はない。
- ・教育カリキュラムを規定するだけでなく、実際にシミュレーション教育等の必要な教育が行われているかを確認するシステムについても同時に検討する必要がある。

特定行為の範囲に応じた領域と指定研修における教育内容について(イメージ)

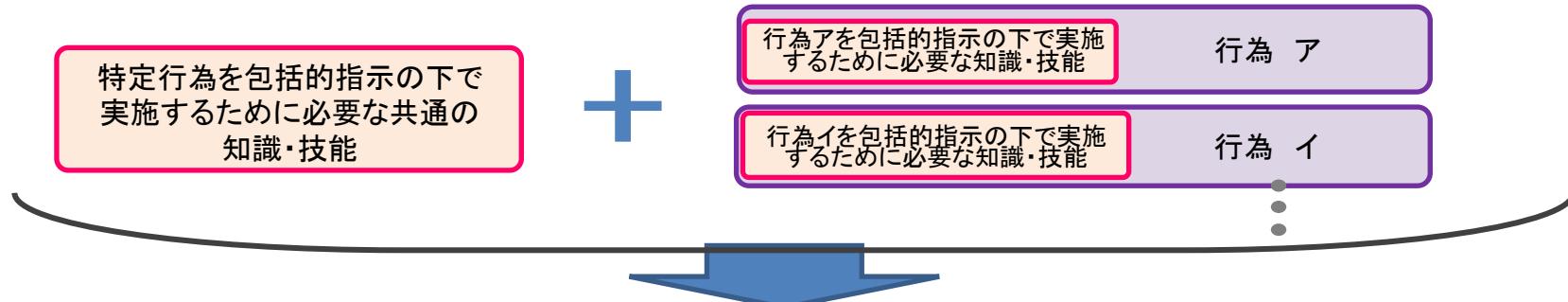
- 指定研修機関においては、特定行為を包括的指示の下で実施するために必要な共通の知識・技能を教授するとともに、特定行為を教授することとしてはどうか。



※ その他特定行為ではないが各指定研修機関において専門的な教育が必要と考える内容等について、各指定研修機関の自由裁量により追加することは差し支えない。

指定研修における教育内容とその到達目標について(イメージ)

- 特定行為を包括的指示の下で実施するために必要な共通の知識・技能の枠組みは「基盤となる理論等」「基礎となる知識」「技術・能力」「総合的知識・統合力」「臨床実習」で示すこととしてはどうか。
- 特定行為を教授する際の修了のための到達目標及び評価方法についてはどのように考えるか。



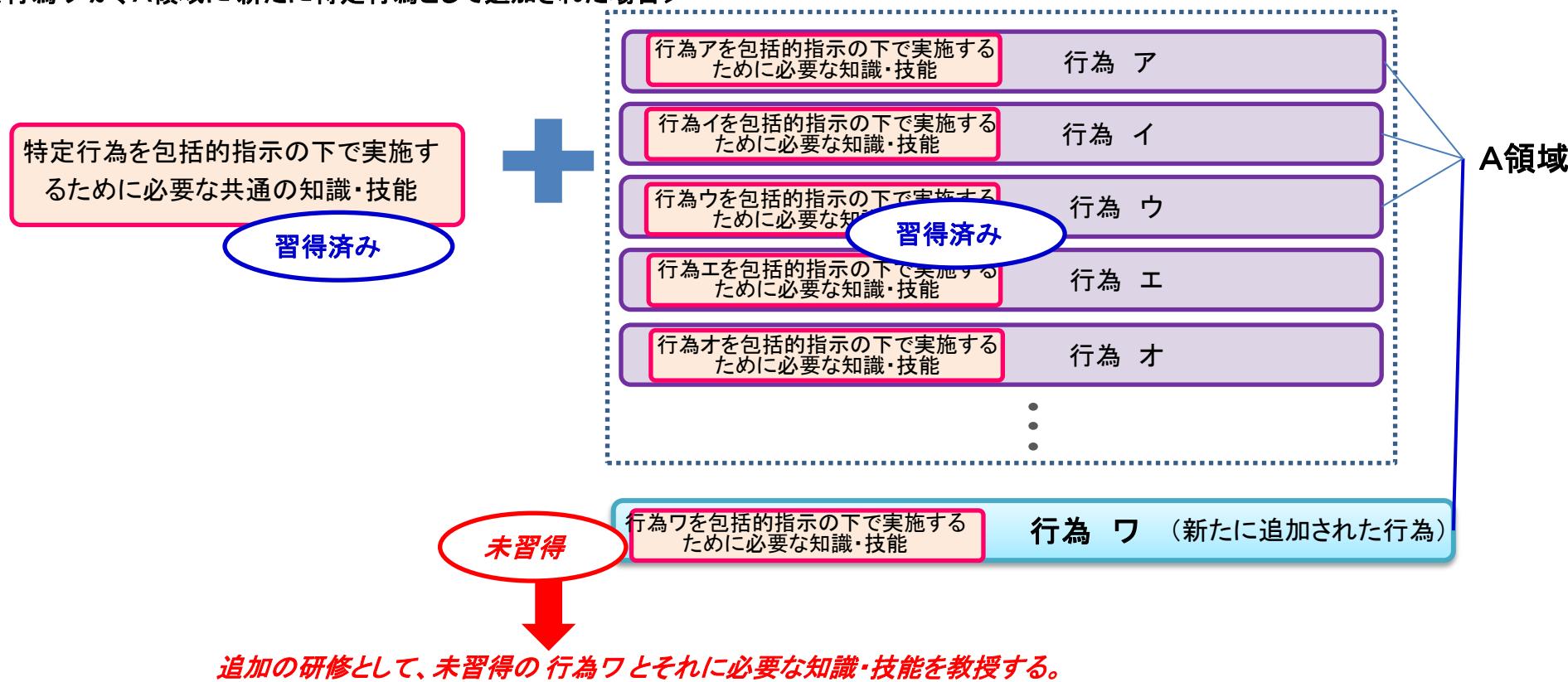
	到達目標 <small>(※単位数を規定)</small>	教育内容
理論的な基盤となると	<ul style="list-style-type: none"> ○ 患者の社会的背景や心理的状況を把握・評価するために必要な知識及び応用方法を理解する。 ○ 疾病管理に必要な知識及び応用方法を理解する。 ○ 高い臨床実践に伴って生じ得る倫理的諸問題の対処方法を理解する。 	看護実践論、病態理論及び看護・医療倫理を含む内容
基礎知識となると	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高い臨床実践において、患者の訴える症状や身体所見等から正確な症状の評価や臨床推論を実践し、正確かつ適切な一次的鑑別診断にかかる知識を習得する。 ○ 診断に基づく薬物療法の基本を理解し、高い臨床実践において個々の患者の状態に合わせて包括的指示を受けて、薬剤を適切に使用するための知識を習得する。 	解剖生理学、病態生理学、診察・診断・治療学、栄養学及び臨床薬理学を含む内容
能力・技術	<ul style="list-style-type: none"> ○ 患者の身体的状態を正確に把握・評価できる。 ○ 臨床推論を行い、包括的指示を受けて疾病の検査・治療を適切に行い、また、薬物療法を安全かつ効果的に実施できる。 ○ 患者の急激な病態変化に対して適切に対応できる。 	フィジカルアセスメント及び診察・診断・治療技術論を含む内容
統合・総合的知識力	<ul style="list-style-type: none"> ○ 疾病管理を行う上で、多職種によるチーム医療の中で十分に能力を発揮できる。 ○ 高い臨床実践に必要とされる医療安全について理解し、率先して実践できる。 	医療管理学、保健医療福祉システム論及び医療安全学を含む内容
実臨床習習	<ul style="list-style-type: none"> ○ 疾病の治療と療養生活の質の向上の双方の視点をもち、疾病管理を実践できるよう、高い臨床実践能力に統合する。 	臨床実習

※具体的な基準については、上記の枠組みを踏まえて今後検討。

特定行為が追加された場合の指定研修のあり方について(イメージ)

- 特定行為が新たに追加された場合、特定行為を包括的指示の下で実施するために必要な共通の知識・技能については習得済みとなっていることから、追加の研修は、新たに追加された特定行為を包括的指示の下で実施するために必要な知識・技能を教授することとしてはどうか。

<行為ワが、A領域に新たに特定行為として追加された場合>



指定研修について②

- 講義や実習における指導者(教員)の要件・人数についてどう考えるか。

第25回チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ提出資料

教員・指導者の要件(案)

- 教員・指導者は、基準とする各教育内容を教授するのに適当な者であることを要件とし、適当な職種、人数を確保する。
- 特に、「基礎となる知識」及び「技術・能力」の教育内容を教授する者には、教育内容の特性を鑑み、医師及び薬剤師を含める。
- 特定行為の習得を目指した臨床実習の担当教員・指導者は、医師等を必要数確保する。
なお、医師の担当教員・指導者は、臨床研修指導医と同等以上の経験があることが望ましい。

各教育・研修機関における教員・指導者の要件のイメージ

(養成調査試行事業実施課程における要件から整理)

	教員・指導者	要件
科目例		
	フィジカルアセスメント 臨床教授・准教授・講師など(医師) 看護教員 その他大学教員	・医師の教員は、教授内容の専門の診療経験と臨床研修医の教育経験を有する者（臨床経験を概ね15年以上有する者 等）
	臨床薬理学 臨床教授・准教授・講師など(医師) 薬学部教授 看護教員	・医師の教員は、教授内容の専門の診療経験と臨床研修医の教育経験を有する者（臨床経験を概ね15年以上有する者 等） ・薬剤師の教員は、薬理専門の臨床経験と指導者経験を有する者
	病態生理学 臨床教授・准教授・講師など(医師) 看護教員	・医師の教員は、教授内容の専門の診療経験と臨床研修医の教育経験を有する者（臨床経験を概ね15年以上有する者 等）
	臨床実習 講師(医師)・医師一般 看護教員・看護師一般(臨床指導者)	・医師の教員は、臨床研修指導医等の教育的立場の中堅レベル以上の医師

指定研修について③

●修了時等の評価についてどう考えるか

【これまでの委員の主なご意見】

(第31回チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループにおける委員の主なご意見)

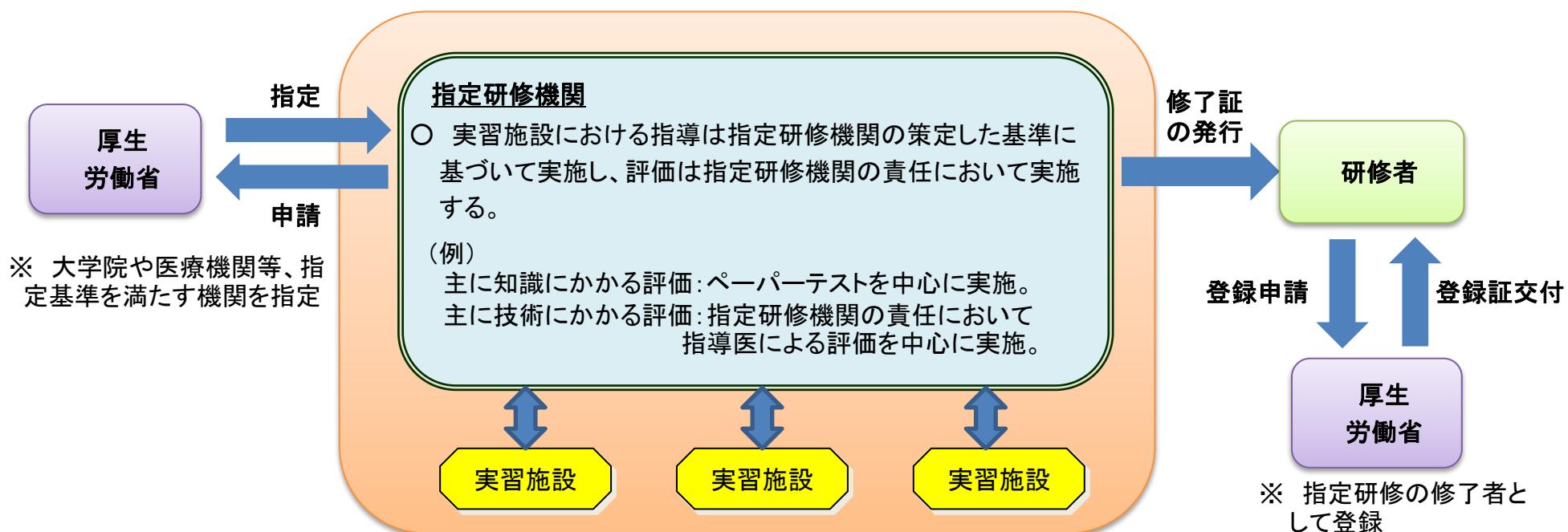
- ・技術にかかる評価について、到達度の評価をどの程度まで行うのかという点については引き続き検討が必要なのでないか。
- ・臨床推論のベースとして「特定行為を包括的指示の下で実施するために必要な共通の知識・技能」は重要なので相当程度学ぶことが必要であり、その到達度をきちんと評価することが重要なのではないか。

(第30回チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループまでの委員の主なご意見)

- ・研修終了時には評価を行い、能力の獲得状況を確認すべきである。
- ・教育終了時に特定の医行為が全て一人前にできるというわけではなく、医行為の基本は養成課程で学ぶとしても、修了時に臨床で習得して一人前になるのであり、修了時の到達目標はそのレベルとなるのではないか。

指定研修にかかる修了認定及び修了登録までの流れについて(イメージ)

- 指定研修にかかる修了認定及び修了登録の要件として、指定研修機関において考査等の客観的評価を行うこととしてはどうか。



※ 特定行為が追加された場合は、指定研修機関が実習施設と認めている施設等において必要な研修を実施し、指定研修機関より追加研修の修了証を得て、登録内容に追記することとする。

指定研修機関等の研修実施方法について(イメージ)

- 指定研修機関等の研修の実施は、以下のような場合が考えられるのではないか。

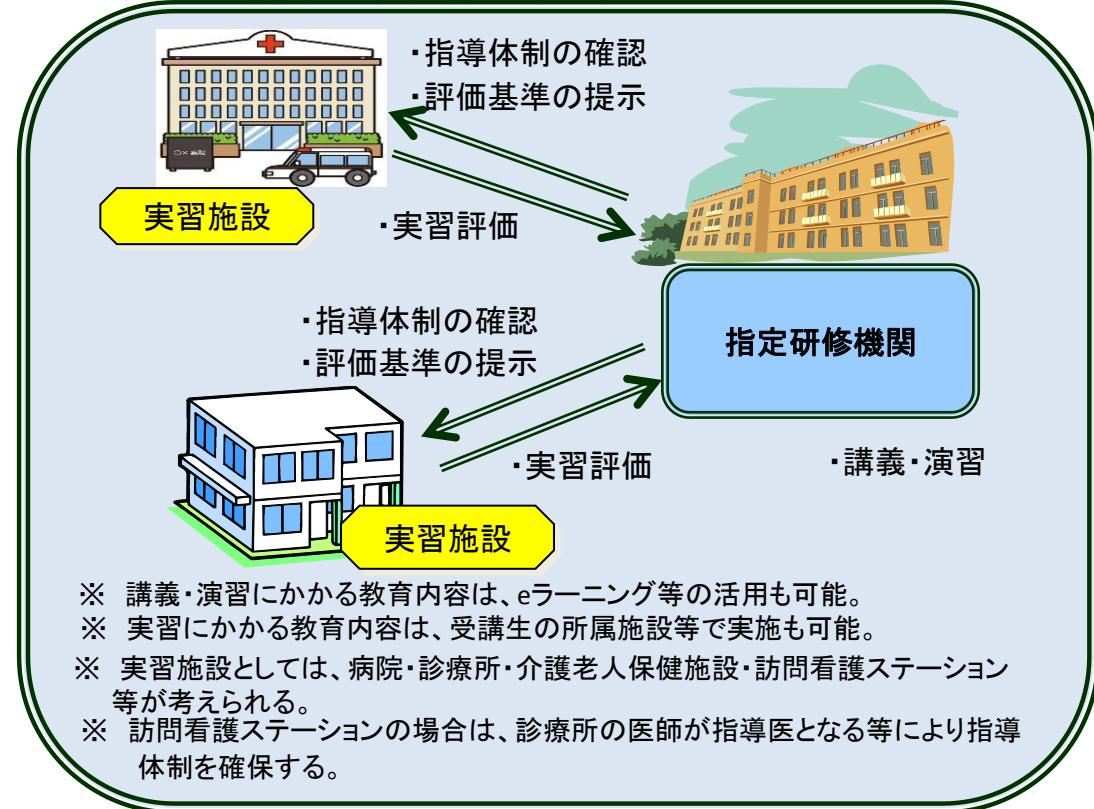
- ・指定研修機関において全て研修を実施する場合
- ・指定研修機関外で実習を実施する場合

※ 各実習施設における指導は指定研修機関の策定した基準に基づいて実施し、評価は指定研修機関の責任において実施することとする。
 ※ 最終的な研修修了にかかる評価は、指定研修機関が主体となり考査することとする。

<指定研修機関において全て研修を実施する場合>



<指定研修機関外で実習を実施する場合>



養成課程修了時の到達目標・到達度(案)

- 養成課程修了時に全て自律して実施できるレベルを到達目標とするのではなく、養成課程では特定行為等の実施に必要となる基礎的事項を学び、特定行為等の実施に必要となる基礎的な知識の理解や思考過程及び基礎的な実践能力の習得を目標とする。

養成課程における評価(案)

- 各養成課程では、課程修了時等、適当な時期に、各受講生の到達度の評価を行うこととする。
- 特に、課程修了時は、客観的な評価方法等により、一定の到達度に達していることを確認する。

各教育・研修機関における評価のイメージ

(養成調査試行事業実施課程における要件から整理)

- 臨床実習前、課程修了時等に、以下の評価方法を組み合わせて実施

評価方法	評価者	
	OSCE(客観的能力試験)	医師(教員) 看護師(看護教員) 医師(臨床指導者)
	OSCE以外の技術チェック	医師(教員) 看護師(看護教員) 医師(臨床指導者)
	筆記試験	医師(教員) 看護師(看護教員) その他(薬剤師／基礎系大学教員 等) 医師(臨床指導者)
	口頭試問	医師(教員) 看護師(看護教員) 医師(臨床指導者) 看護師(臨床指導者)
	事例評価等のレポート	医師(教員) 看護師(看護教員) 医師(臨床指導者)

指定研修について④

●施設設備・備品について必須とすべきものは何か

【これまでの委員の主なご意見】

(第30回チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループまでの委員の主なご意見)

- ・地方にも研修機会があるように、適宜、eラーニングや通信教育も可能な仕組みにすべきである。
- ・教育カリキュラムを規定するだけでなく、実際にシミュレーション教育等の必要な教育が行われているかを確認するシステムについても同時に検討する必要がある。

●このほかに必要とする指定基準はないか。